

多賀城市復興推進計画（変更案） （まちづくり促進特区計画）

平成24年11月29日
変更令和3年4月1日
宮城県 多賀城市

1 計画の区域

多賀城市全域（別添資料1参照）

2 計画の目標

多賀城市は、その市域の3分の1の区域が津波浸水の被害を受け、さらにその区域のほとんどが市街化区域であったため、多くの住居や工場、事業所が甚大な被害を受けた。

その結果、JR仙石線多賀城駅（以下「多賀城駅」という。）一帯を中心とする中心市街地において、事業所が撤退又は廃業するとともに、本市の雇用の多くを支えてきた工場地帯等でも、業務縮小、撤退、廃業等がなされたことにより、地域の雇用が大いに失われた。

本市では、市南部の仙台塩釜港周辺地域において、宮城県ものづくり産業特区（平成24年2月9日認定）による製造業の集積に努めるほか、各種施策によって、産業振興による雇用創出を推し進めているところであるが、当該地区が津波浸水区域であることもあって、発災後、市内への事業所立地、事業再建等、失われた雇用機会が十分に回復していない状況にある。

このため、本市の復興まちづくりをさらに加速するため、市南部の工場地帯に隣接するJR仙石線多賀城駅一帯を中心とする中心市街地において、従来集積が見られなかった商業や医療・福祉・介護産業をはじめとする生活に直結するサービス（以下「生活サービス」という。）産業を集積させ、生活に身近なこの区域で雇用を確保する。これにより、工業地における現地での事業再建や、津波で壊滅的な被害を受けた市南部の住宅地における生活環境を向上させ、多賀城駅一帯を中心に交流人口を増加させ、被災地域の雇用創出と経済活性化による本市の復興を大きく牽引することを目標とする。なお、従来から多賀城駅

周辺の中心市街地において、生活サービス産業の集積は見られなかったが、多賀城駅は、宮城県内で有数の乗者数を誇る鉄道駅（1日平均乗車人数7,110人/日：令和元年JR東日本データ）であるため、本地域の復興の中心となるポテンシャルを有している。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 中心市街地における震災がれきの除去とインフラ整備

中心市街地において津波浸水により発生した震災がれきをいち早く搬出するとともに、当該地区のメインとなる市道横道一号線及び横道二号線において発生した歩車道の復旧に取りかかり、浸水被害により未利用地となった土地等に、生活サービス産業の集積に必要なインフラの整備を行っている。

(2) 新たな生活サービス産業の集積を促す多賀城駅周辺地区の一体的整備の推進

多賀城駅周辺地区において生活サービス産業の集積を容易にするため、多賀城駅北地区と駅南地区において、土地区画整理事業、仙石線連続立体交差事業及び多賀城駅北地区市街地再開発事業を迅速に実施する。また、多賀城市土地開発公社が介在して誘導する長崎屋多賀城店跡地に大規模商業施設の誘致を進めるなど、中心市街地における生活サービスの提供と、市民の身近な雇用の場づくりを促進する。

ア 多賀城駅周辺土地区画整理事業

企業誘致の取組を進め、土地区画整理事業区域内で既に使用収益が開始されている未利用地及び平成27年度までに順次使用収益を開始する宅地に、生活サービス産業の事業者の立地を促進する。

イ 多賀城駅北地区市街地再開発事業

企業誘致の取組を進め、市街地再開発事業により生み出される保留床に、生活サービス産業の事業者の入居を促進する。

ウ 仙石線連続立体交差事業

多賀城駅のリニューアルとともに、連続立体交差事業により生み出される高架下空間の活用について、貸し主と調整を図るとともに、入居事業者が入居しやすい環境を整備して、入居を促進する。

エ コンパクトなまちづくりに伴う商業機能の集積

被災者向けの災害公営住宅の整備や現地再建を促進する被災市街地復興土地区画整理事業による定住人口の増加や中小企業向けの融資制度等により、居住者のニーズに対応する生活サービス産業の集積を促進する。

オ 長崎屋多賀城店跡地における大規模商業施設の誘致

多賀城市土地開発公社が有する土地を活用し、長崎屋多賀城店跡地に生活サービス産業に係る大規模商業施設を誘導し、当該地域の生活サービス産業の集積の核とする。

カ 多賀城駅周辺地域への医療・福祉・介護サービス産業の誘致

多賀城駅周辺地域に医療モール等が形成されるよう、イの市街地再開発事業によるビル並びにオの大規模商業施設に、医療・福祉・介護サービス産業の立地を促進する。

4 復興産業集積区域の区域

多賀城市東田中二丁目（一部）、中央一丁目（一部）、中央二丁目（一部）、中央三丁目（一部）、鶴ヶ谷一丁目（一部）、桜木一丁目（一部）、桜木三丁目（一部）、八幡三丁目（一部）、八幡四丁目（一部）及び町前三丁目（一部）の区域（以下「復興まちづくり産業集積区域」という。）（具体的な地番については別添資料2を、図示した地図については別添資料3を参照）

なお、ここで記載している区域が特定復興集積区域に該当することとなるものである。

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

ア 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(ア) (イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
復興まちづくり産業集積区域

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、5

8 飲食料品小売業、60 その他の小売業（604 農耕用品小売業及び605 燃料小売業を除く。）、76 飲食店（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種を除く。）、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業（784 一般公衆浴場業及び785 その他の公衆浴場業を除く。）、83 医療業、85 社会保険・社会福祉・介護事業（851 社会保険事業団体及び852 福祉事務所を除く。）

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

多賀城駅を核とする復興まちづくり産業集積区域は、市内全域からアクセスが可能な域内交通のハブとなる区域であって、大型商業施設等をはじめとする生活サービスを提供する業種の集積が図られることにより、隣接する工業地、住宅地との交流人口が増加し、被災地域の雇用創出と経済活性化が見込まれる。

イ 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

多賀城市域において津波浸水により直接の被害が生じた地域で別添資料に図示する地域（別添資料4参照）

【設定の理由】

多賀城市は、東日本大震災における強烈な揺れを伴う地震と、市域の3分の1の区域への津波浸水及びがれき等の流入をもたらした大津波によって、未曾有の被害を受けたところである（別添資料5参照）。

特に市内工場地帯は、その全域に大津波が押し寄せたため、事務所、工場等の損壊程度は激しいのはもちろんのこと、電気、ガス、水道等のライフラインも壊滅的な被害を受けた。

このため、事務所、工場等の復旧とライフライン復旧にかなりの時間を要していることもあって、事業主都合離職者数、雇用保険受給者数、雇用保険の資格喪失者数等の雇用に関する指標が、震災前の前年同時期（平成22年4月～6月）と比較して、大きく悪化している（別添資料5参照）。

ウ アの(ア)の復興産業集積区域のうち、その区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの

復興まちづくり産業集積区域（別添資料3参照）

エ 特別の措置

(ア) アの(イ)の業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条から第40条の規定に基づく措置）

(イ) アの(イ)の業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

オ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

(ア) 被災企業再建支援補助

被災企業に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助、商業機能回復支援補助等の施設等復旧の経費の一部又は事業再開に要する経費の一部を補助する（実施主体：経済産業省、宮城県、多賀城市）。

(イ) 被災中小企業制度融資

被災中小企業が災害復旧等を行うに際して、必要となる資金の貸付を行う（実施主体：多賀城市、宮城県、（株）日本政策金融公庫、地方銀行等金融機関等）。

(ロ) 被災中小企業利子補給

被災中小企業が災害復旧等を行うに際して、制度融資を利用した場合に、その利子補給を行う（実施主体：多賀城市、宮城県（株）日本政策金融公庫、地方銀行等金融機関）。

(ハ) 多賀城駅周辺土地区画整理事業

多賀城駅周辺区域において、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を実施する（実施主体：多賀城市）。

(ニ) 市街地再開発事業

多賀城駅北地区において、多賀城駅北開発（株）が行う住宅、店舗、医療・福祉・介護サービス施設等が複合入居する2棟のビルを整備する市街地再開発事業に対して、助言、指導を行うとともに当該事業費の補助を行う（実施主体：多賀城市）。

(ホ) 多賀城駅南地区における民間開発誘導・企業誘致

多賀城駅南地区の大規模な遊休区画において、民間主導による一体

的で健全開発を誘導するため、多賀城市土地開発公社が当該区画を取得し、民間開発事業者の立地環境の整備を行うとともに、当該民間開発事業者の誘致を推進する（実施主体：多賀城市、多賀城市土地開発公社）。

(イ) 地場産品出店（月の市）補助事業

多賀城駅前において、生活サービスの質を高め、にぎわいと活気を取り戻すとともに、地場産品への関心を高めるため、多賀城駅前「市」を開催する任意団体の取組に係る経費の一部を補助する（実施主体：多賀城市）。

(ロ) 多賀城駅周辺地域への医療・福祉・介護サービス産業の誘致

多賀城駅周辺地域に医療モール等が形成されるよう、イの市街地再開発事業によるビル並びにオの大規模商業施設に、立地に係る意向等の調整を行いながら、医療・福祉・介護サービスを行う事業所の誘致を推進する（実施主体：多賀城市）。

(ハ) 現地再建・定住促進のための災害公営住宅の整備

現地再建・定住促進のため、多賀城駅周辺地区に隣接し、津波浸水区域にある桜木、鶴ヶ谷、宮内の3地区に災害公営住宅を約484戸（桜木160戸、鶴ヶ谷274戸、宮内50戸）整備する（実施主体：多賀城市）。

(ニ) 現地再建のための被災市街地復興土地区画整理事業による復興促進面的整備の実施

現地再建のため、多賀城駅周辺地区に隣接し、津波浸水区域にある宮内地区において、公共施行による被災市街地復興土地区画整理事業を実施し、区画整理による安全で安心できる居住環境整備を行う（実施主体：多賀城市）。

(ホ) 駅前市街地活性化に係る検討の推進

「月の市」を開催する任意団体やグループ補助金の採択が決まった「多賀城市中央商店振興会グループ」による情報交換体制の構築による新たな連携を図る（実施主体：多賀城市）。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

多賀城駅を核とする復興まちづくり産業集積区域は、市内全域からアクセスが可能な域内交通のハブとなる区域であって、大型商業施設等をはじめとする生活サービスを提供する業種の集積が図られることにより、隣接する工業地、住宅地との交流人口が増加し、被災地域の雇用創出と経済活性化が見込まれる。

7 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、同県及び当市は以下のとおり了解した。

宮城県の意見	意見への回答
復興産業集積区域が、平成24年2月9日認定の復興推進計画（宮城第1号）民間投資促進特区（ものづくり産業版）の復興産業集積区域（多賀城市-2）と重複しているため、当該部分に関する産業集積の考え方について整理願います。	当該区域には、食料品製造業を営み当該製造食料を東京圏に出荷するとともに、その場で小売りする事業所の立地を想定しております。 また、複合ビルによる産業の集積を促進することを想定し、その階層に応じた業種の集積を図っていくことを計画しており、1・2階は「医療・商業」、3～5階は「製造業」を構想していることから、重複した区域となっております。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、特段の意見はなかった。（令和3年4月1日申請時）